

～新型コロナワクチン接種後に副反応疑いなどで健康被害を生じた方へ～

泉大津市新型コロナワクチン健康被害支援金について

新型コロナワクチン接種後に副反応（副反応疑いを含む）などで健康被害を生じ、国の予防接種後健康被害救済制度の申請をされる方を対象に、申請までにかかった医療費等の費用の一部を市独自の「支援金」として支給します。

●支給対象となる方（①②のいずれにも該当する方）

- ①新型コロナワクチン接種後に、副反応または副反応が疑われる症状を発症し、医療機関で治療を受けた市民
- ②国の予防接種後健康被害救済制度（※）の申請を泉大津市に行い、市が申請を認めた方

※国の予防接種後健康被害救済制度とは…

ワクチン接種では、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの比較的よく起こる副反応以外にも、副反応による健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が生じることがあります。極めてまれではあるものの、なくすることはできないことから、救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請窓口は泉大津市立保健センター（健康づくり課）になります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

泉大津市 健康被害

検索

●支給開始時期

令和4年10月1日から開始

※新型コロナワクチン接種開始時期（令和3年2月）
にさかのぼり申請可能

申請には、書類の確認が必要になりますので、詳細は事前に下記までお電話ください。



●支給金額

国の予防接種後健康被害救済制度で請求した、健康保険等による支給額を除いた医療費（自己負担分）およびその申請に係る文書費用や選定療養費（自費）の4分の3に相当する額（一円未満の端数は切り捨て）

●支援金の申請に必要な書類

- ①泉大津市新型コロナワクチン健康被害支援金支給申請書兼請求書
※市ホームページからダウンロードできます。 
- ②国の予防接種後健康被害救済制度の医療費に係る請求書類一式
※医療費・医療手当請求書、受診証明書、領収書、ワクチン接種済証、診療録（疾病の発病年月日など、医師が作成したもの）
- ③国の予防接種後健康被害救済制度申請に必要な診断書などにかかった文書費用や選定療養費がわかる領収書等
- ④振込先金融機関の口座が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し
※申請者と振込口座が異なる場合は委任状が必要になります。

●申請窓口・問合せ先

泉大津市立保健センター（健康こども部健康づくり課）
泉大津市宮町2番25号 電話 0725-33-8181
開館時間 平日 午前8時45分～午後5時15分

